

2024 年度 明石市自動録音電話機等購入補助事業 【申請要項】

※補助金の交付を希望される方は、
必ず機器購入前にお読みください。



市内でも特殊詐欺被害は頻繁に発生しており、年々増加しています。特殊詐欺被害の多くが、固定電話への1本の電話から始まっています。特殊詐欺対策機能が備わった電話機を利用することで、会話を録音されることを嫌がる犯人からの着信を撃退し、被害を未然に防ぐことが期待できます。特殊詐欺被害を防止するため、65歳以上の方、65歳未満であるが認知症の診断を受けている方または左記の方と同居している方を対象に、自動録音電話機等の購入費を補助します（条件あり）。

申請受付期間 2025 年 1 月 31 日(金)まで(必着)

問い合わせ・申請窓口

明石市総合安全対策室 自動録音電話機購入補助事業担当
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号（市役所本庁4階）
Tel 078-918-5059 Fax 078-918-5140

補助金の対象となる方

明石市に住民登録がある以下のいずれかの方

- ① 申請時に65歳以上である方
- ② 65歳未満であるが、認知症の診断を受けている方
- ③ ①または②の方と同居している方



補助金の対象となる機器

以下の固定電話機または外付け機器

- ① 別紙「補助金対象機器リスト」に記載の機器
- ② 「補助金対象機器リスト」に記載はないが、着信前自動警告機能および自動録音機能の両方を備える機器（要事前相談）

着信前自動警告機能	呼び出し音が鳴る前に <u>自動</u> で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能
自動録音機能	通話内容を <u>自動</u> で録音する機能

※ 令和6（2024）年4月1日以降に購入した機器に限ります。

※ 対象機器以外を購入すると補助金が受け取れません。

「補助金対象機器リスト」に記載がない機器を購入する場合は、事前に総合安全対策室 自動録音電話機購入補助事業担当にご確認ください。

補助金の額

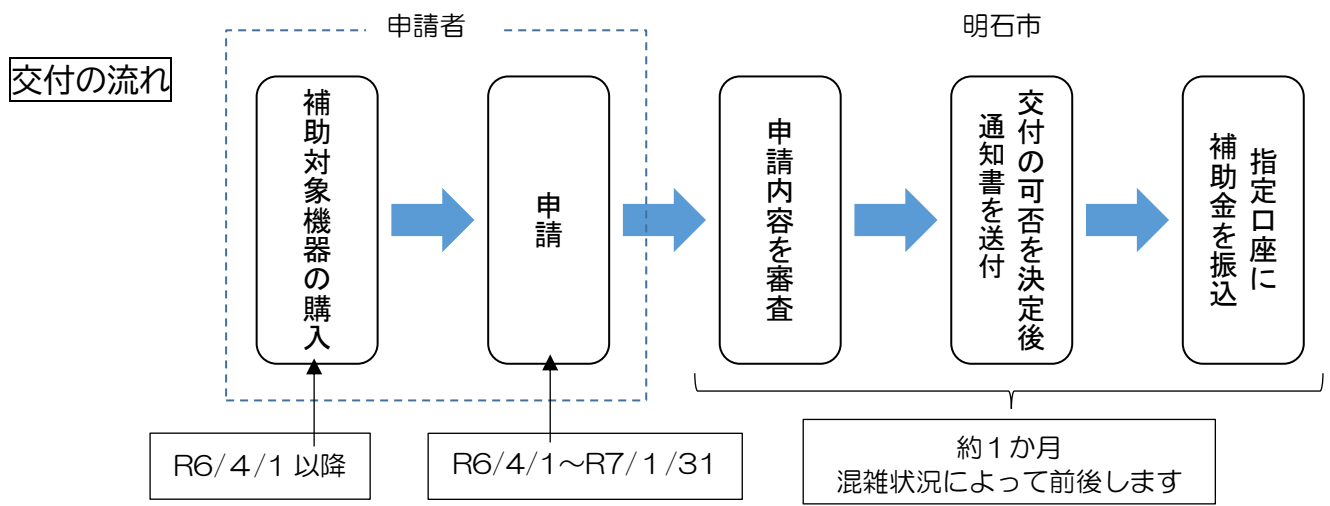
- 固定電話機：10,000 円（ただし購入額が10,000円未満の場合は、購入額）
- 外付け機器：5,000 円（ただし購入額が5,000円未満の場合は、購入額）

※ 消費税額は対象です。

※ 補助対象は機器の購入費のみ。修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等に係る経費は対象外です。

※ ポイントを利用して支払いをした場合、ポイント利用分は補助対象外となります。

※ 100円未満は切り捨てになります。



申請方法

※65歳未満であるが、認知症の診断を受けている方およびその方と同居の方については、別途必要書類がありますので、お問い合わせください。

以下の書類をそろえて

①下記の送付先に郵送 または ②オンライン申請してください。

- 補助金交付申請書兼実績報告書（オンライン申請の場合不要。記入例を参考にご記入ください。）
- 補助対象機器を購入したことがわかるもの（レシート、領収書等）のコピー（購入年月日・購入機種の種類番・購入金額がわかるもの。宛名が本人以外の場合は、理由書が必要になります。法人名等のものは不可。）
- 取扱説明書のうち、補助対象機器のメーカー名、機種名、「着信前自動警告機能」および「自動録音機能」が付帯していることがわかるページのコピー
- 振込先銀行通帳またはキャッシュカードのコピー（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かる部分）

※振込先は、申請者（65歳以上の方、認知症の診断を受けている方またはその方と同居している方）本人名義の口座にしてください

送付先：〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総合安全対策室 自動録音電話機購入補助事業担当

ご注意！！

- ・購入した機器は必ず申請された住所地で使用してください。
- ・補助対象は 1世帯1台限り となります。
- ・インターネットショッピングでの購入も対象となりますが、オークションやフリマアプリ等での購入は補助対象外です。
- ・ポイント等を利用して支払いをした場合、ポイント利用分は補助対象外となります。
- ・確認のために、対象機器につながる電話番号に、市からお電話させていただく場合があります。
- ・補助金交付後6年間は、購入した機器を譲渡、交換、売却、貸付けすることはできません。
- ・市から、事業についてアンケートをお願いする場合があります。